日調連発第１５３号
平成２６年９月１日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記令一部改正及び登記識別情報通知書の様式変更の検討について（お知らせ）

法務省民事局民事第二課から、下記のとおり情報提供がありましたので、参考までにお知らせします。

記

１　不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第1号の改正の検討について

全ての登記所において、不動産登記申請における法人の代表者の資格を証する情報（以下「資格証明情報」という。）に代え、会社法人等番号（商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け民商第500号民事局長通達）第7条）の提供を求めることとするよう、不動産登記令の改正が検討されています。

現行の不動産登記令等においても、不動産と法人の管轄が同一である場合（指定登記所を除く。）は、資格証明情報の提供を省略することとしていますが、改正が図られますと、不動産と法人の管轄が同一であるかどうかに係らず、資格証明情報の提供は要しなくなります。

なお、当該法人の登記簿が電子情報処理組織によって取り扱われていない等により、登記所において登記官が登記記録から当該法人の情報を確認することができない場合や、認可地縁団体など会社法人等番号が付与されていない場合は、本取扱いの対象に含まれない取扱いとなります。

上記改正が図られますと、登記官は、法人の代表者の資格を登記記録で確認することとなり、仮に、申請人が資格証明情報を提供したとしても、当該情報での確認はされません。

また、当事者である法人を申請人とする不動産登記申請の審査の段階において、当該法人に係る法人登記申請が審査中である場合は、当該法人登記の完了を待って、当該不動産登記申請に係る審査が再開されることとなります。

なお、実施予定時期は平成26年度内で検討中であり、本件に関して、意見募集が実施さ

れる予定です。

2　登記識別情報通知書の様式変更の検討について

現在運用されている登記識別情報通知書については、一部にシールがはがれにくく、情報が読み取れなくなる等の問題があったことから、様式変更について検討が進められています。

また、上記登記識別情報通知書の様式変更に併せて、オンラインによって交付する登記識別情報通知については、二次元バーコード（ＱＲコード）を付与する方向で検討が進められています。

実施予定時期は、平成 26 年度末で検討されております。